

総行安第13号
令和7年3月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）他5件の一部改正について（通知）

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和7年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 令和7年総務省告示第117号
平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 2 令和7年総務省告示第118号
平成4年自治省告示第57号（地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 3 令和7年総務省告示第119号
平成4年自治省告示第58号（地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件
- 4 令和7年総務省告示第120号
平成4年自治省告示第59号（地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 5 令和7年総務省告示第121号
平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件
- 6 令和7年総務省告示第122号
平成31年総務省告示第165号（地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）